

長浜らしい景観づくりを進めています

図 都市計画課 ☎65・6562

市では、景観を市民共有の貴重な資産として育み、これを活かして、より魅力あるまちとなるよう取り組んでいます。

〈景観づくりの取組〉

- 地域ごとに建築物や工作物等の景観への配慮基準を定めています。
- 一定の建築物や工作物等の建築や模様替え等はあらかじめ景観法に基づく届出を求めています。
- 地域ごとに看板などの屋外広告物の設置基準を定め、一定の広告物については許可制度を設けています。

〈景観形成重点区域の指定〉

特に地域特性を活かした景観づくりを進める必要がある区域を『景観形成重点区域』に指定し、屋根の勾配や高さ基準を設け、小規模な建築物等も景観法に基づく届出を求め、きめ細やかな景観づくりを図っています。現在は琵琶湖岸や姉川、国道365号沿道(一部)、中心市街地の主な通りや街道沿いの10か所が指定されています。お住まいの地域がどの区域にあたるのか、確認いただき、長浜らしい景観づくりにご協力ください。



▲景観関係



▲屋外広告物関係



▲田園や山並みと調和した沿道景観の「国道365号沿道 景観形成重点区域」



▲伝統的な建築様式の町屋が並ぶ情緒ある「ながはま御坊表参道 景観形成重点区域」

太陽光発電設備等を設置する時は景観法に基づき届出が必要となります

7月1日以降に太陽光発電設備等(太陽熱を利用する温水器などを含む)を設置する場合は、景観への配慮基準に沿って、設置前に届出が必要となります。

〈太陽光発電設備等の届出対象規模〉

- 景観形成重点区域は、敷地内のパネル面積の合計が10㎡を超えるものが対象です(地上に直接設置する太陽光発電設備はパネル面積の合計が100㎡を超えるものが対象)。
- 景観形成重点区域以外の区域は敷地内のパネル面積の合計が1,000㎡を超えるものが対象です。
- ※パネル面積10㎡あたりの発電量の目安は、1.5〜1.9kW

〈景観への配慮基準〉

左記は景観への配慮基準の一例です。地域ごとの配慮基準に沿って、景観の特性を活かしていきましょう。



屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物は、景観をつくる重要な要素であり、地域の良好な景観づくりに寄与する役割があります。また、落下や倒壊等の直接的な危険や、見通しを悪くしたり、信号機の視認性の妨げといった間接的な危害を与えないものとする必要があります。

〈屋外広告物のルール〉

- 広告物の表示・設置には、市の許可が必要な場合があります。
- 地域ごとに表示、設置できる広告物の大きさや個数に基準があります。
- 広告物を表示、設置してはいけない場所があります。
- 事故防止のため、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう。



▲個人商店も許可が必要な場合があります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただ、担当課までお問い合わせください。

日曜日の乳がん検診を実施します

図 健康推進課 ☎65・7759

乳がんは女性の11人に1人がかかるといわれ、女性が一番かかりやすいがんです。

2年に1回は乳がん検診を受けることが大事です。より多くの人に受診いただけるよう、医療機関で休日の乳がん検診を実施します。この機会に自分の身体を見つめてみませんか。

【申し込み】市立長浜病院(大茂亥町)

【とき】6月28日、7月12日、10月4日、11月8日

【対象者】40歳以上の女性(2年に1回の受診)

【料金】49歳以下1,800円
50歳以上1,500円

【申込み】担当課へ電話でお申し込みください。※時間等の詳細は申込時に、お問い合わせください。

※土曜日に受診希望の人は、長浜市立湖北病院木之本町黒田で受診できますのでお問い合わせください。



がん治療をしている人のために医療用ウィッグの購入費を助成します

図 健康推進課 ☎65・7759

【対象者】

- 申請日において、市に住所を有する人
- 抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した人(令和2年4月以降の購入)
- 補助金の申請時に市税、国民健康保険料に未納がない人

【助成金額】上限1万円

【申請期限】

購入日の翌日から1年以内
※対象者1人につき1回を限度とします。

【申込方法】

所定の申請書に次の必要書類を添えて直接担当課に提出してください。※申請書は担当課、北部健康推進センターにあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請書類】

補助金交付申請書兼請求書、ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類領収書等、脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類



のりしろ

料金受取人払郵便

5 2 6 8 7 9 0

長浜局承認

40

差出有効期間
2020年8月31日
まで

長浜市八幡東町632

長浜市役所 市民広報課

切手を貼らずにお出し下さい。

「市民からのメッセージ」 係行



やま折り

市民の皆さんの声をお聞かせください「市民からのメッセージ」

市民の皆さんの声を市政に反映し、暮らしやすいまちをつくるため、「市民からのメッセージ」を募集します。「広報ながはま」や市政に関する意見や提案をお聞かせください。

お寄せいただいたメッセージは、市民の皆さんと共有するため、今後、市ホームページに掲載する場合があります。

〈様式の使い方〉

- ①切り取り線(破線)に沿って切り、中央の線に沿ってやま折りにします。
- ②のりしろにのりを付けて、貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずに、そのままポストへ投函してください。

【問合せ】長浜市役所市民広報課
(電話65-6504/FAX65-4006)